



平成 28 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 東 洋 電 機 製 造 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 寺 島 憲 造
(コード番号 6505 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 岩 城 哲 人
(T E L 03-5202-8121)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係わる定款の一部変更について決議するとともに、平成 28 年 8 月 26 日開催予定の第 155 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 12 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。（以下、「本単元株式数変更」といいます。）

(2) 変更の内容

平成 28 年 12 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を考慮しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施することといたしました。なお、本単元株式

数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位（金額）は従前に比して2分の1の水準となります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法 平成28年12月1日をもって、平成28年11月30日の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年5月31日現在）	48,675,000株
株式併合により減少する株式数	38,940,000株
株式併合後の発行済株式総数	9,735,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様163名（その所有株式数の合計は194株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項及び当社定款第11条並びに当社株式取扱規程の定めにより、その单元未満株式を買取を当社に対して請求することができます。具体的なお手続については、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

平成28年5月31日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	6,183名（100.00%）	48,675,000株（100.00%）
5株未満	163名（2.64%）	194株（0.00%）
5株以上	6,020名（97.36%）	48,674,806株（100.00%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成28年12月1日）をもって、株式併合割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

株式併合前の発行可能株式総数	180,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数	36,000,000株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に基づき、本定時株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1億8千万株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3千6百万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。	第8条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第42条 (条文省略)	第9条～第42条 (現行どおり)

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

①定時株主総会決議	平成28年8月26日(予定)
②1,000株単位での売買最終日	平成28年11月25日(予定)
③100株単位での売買開始日	平成28年11月28日(予定)
④単元株式数変更の効力発生日	平成28年12月1日(予定)
⑤株式併合の効力発生日	平成28年12月1日(予定)
⑥発行可能株式総数変更の効力発生日	平成28年12月1日(予定)
⑦端株株式の処分代金のお支払い	平成29年2月上旬(予定)

(注)上記のとおり、単元未満株数の変更及び株式併合の効力発生日は平成28年12月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年11月28日です。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では平成 28 年 12 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、平成 30 年 10 月 1 日を期限として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 28 年 12 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、当社株式について 5 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 28 年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有の株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数が発生する場合には切捨てとさせていただきます。）となります。また、効力発生後の議決権個数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

株式併合及び単元株式数変更の効力発生前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,033 株	1 個	206 株	2 個	0.6 株
例③	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例④	109 株	なし	21 株	なし	0.8 株
例⑤	2 株	なし	なし	なし	0.4 株

・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数株式が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の代金は、平成 29 年 2 月頃にお送りすることを予定しております。

・効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の株主様（上記例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合前に「単元未満株式の買取り請求」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株あたりの株価は、併合前の5倍となります。

Q 7. 株式併合後に受取る配当金はどうなりますか。

A 7. 株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、株式併合後の株式数を基に1株あたりの配当金を設定させていただく予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係わる配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きは必要ございませんが、株式併合前に「単元未満株式の買取り請求」制度をご利用いただく場合は、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）